

特定非営利活動法人

シニアネット福岡メーリングリスト運営規則

第1条 メーリングリスト運営規則の主旨

このメーリングリスト運営規則（以下規則という）はシニアネット福岡（以下SNFという）のメーリングリストにかかわる運営及び管理について必要な事項を定める。

第2条 メーリングリストの名称

このメーリングリストの名称を「シニアネット福岡ML（以下MLという）」と称し、SNFの定款第5条第1項第7号にもとづいて運営する。

第3条 MLの目的

MLの目的は、SNFからの情報発信・連絡事項の伝達並びにSNFの活動目的の実現のための会員相互の意見交換、コミュニケーションの醸成、情報の共有、及び会員相互の親睦交流を促進することを目的とする。

第4条 用語の定義

用語の定義を以下の通りとする。

- 1、会員とはMLに登録されたMLを利用する会員をいう
- 2、投稿とはMLの電子メールアドレスに電子メールを送信することをいう

第5条 シニアネット福岡ML運営委員会

MLの運営全般を行うため、シニアネット福岡ML運営委員会（以下運営委員会という）をおく。

- 1、運営委員は理事会において任命する
- 2、委員の人数は7名以内とし、委員長は委員の互選で決定する
- 3、委員会の開催は原則必要に応じてとし、緊急に開催の必要が生じた場合は、委員長がこれを招集する
- 4、運営委員会は次の職務を行う
 - (1) ML管理者、及び副管理者を任命する
 - (2) このMLに関して、会員から質問や異議、苦情などの申し立ての受付
 - (3) MLへの入会申し込み拒否、会員登録抹消、疑義申し立て事項の判断
- 5、投稿が本規則第12条に抵触、または会員として不適当と判定して、会員登録を抹消する時は、当該会員に弁明を求めることができる

- 6、運営委員会は本規則第12条に抵触する事態が生じて必要がある場合は、ML管理者に相応の処置をとるよう指示をする

第6条 ML管理者

MLを適正に管理・運用するため、ML管理者1名、及び副管理者（管理補助担当者）複数名をおく。

- 1、ML管理者、及び副管理者は、次の業務を行う
 - (1) 会員の入会、退会、削除などの登録
 - (2) 住所、氏名、会員番号、アドレスなどの登録情報の管理
 - (3) ML管理上、会員に対する必要な注意、警告
 - (4) ML管理における会員間のトラブル解決のための努力
 - (5) ML上のマナー向上に関する啓蒙
- 2、会員に本規則第12条に抵触するような行為がみられ、管理上、必要な注意や警告を行ったにもかかわらず、是正せず継続のおそれがあり、運営委員会の開催を待つ時間の余裕がない時は、当該会員へのML配信を停止することができる
- 3、上記、ML配信の停止措置を行った場合は、速やかに運営委員会に措置の内容・その他の必要な事項を報告しなければならない

第7条 処分結果の通知

- 1、運営委員会において会員登録の抹消を決定した場合、及びML管理者が配信停止を行った場合は、当該会員にその内容、対象投稿または行為、及び処分の理由を通知するものとする
- 2、前項の処分結果を他の会員に周知する必要があると認められるときは、運営委員会はその概略をMLで知らせることができるものとする

第8条 MLへの加入登録

SNF会員（正会員）、SNF入会申し込み者及び運営委員会において参加を認められた者。

第9条 MLの登録手続き

- 1、MLに参加しようとする場合は、SNFホームページからSNFへの入会の申し込みを行うものとする
- 2、入会申込者はMLの仕組みの理解とMLのメールが配信されること、及び本規則の内容に同意して入会したものとみなす

- 3、入会申し込みを受理したML管理者は、以下の事項を確認した場合、速やかにML登録作業を行わなければならない
 - (1) メールアドレスに疑義がないこと
 - (2) SNF入会申込書の記入要件が充足されていること
 - (3) 過去において会員登録が抹消された会員が再入会する場合、運営委員会で復帰が承認されていること
 - (4) その他入会に疑義がないこと
- 4、ML管理者はMLに登録が完了した場合、新会員に会員番号を付与し、会員の氏名（よみがな）、居住地（市、区、町のみ）、及び自己紹介をMLで配信するものとする
但し、再入会者については、これを省略することができる

第10条 投稿の内容・範囲

MLの投稿内容、及びその範囲は本規則第12条に抵触しない限りにおいて自由とする。

第11条 投稿の原則

- 1、投稿者は、メーリング上のエチケットマナー（ネチケット）を守るように心がけて会員の親睦と交流につとめるものとする
- 2、MLに投稿された記事の著作権、及び記述の責任は投稿者に帰属するものとする
- 3、投稿者の承諾を得ない無断転送、転載は行わないものとする
- 4、投稿に際して、他の情報源（サイト、文献など）から文章などを転載する場合は、著作権所有者の転載許可を得るか、元記事のURLまたは、作者や文献などの情報源を明記したうえで、部分的引用に留めるなど自己責任で処理するものとする
- 5、メールを投稿する際は件名、署名（会員登録名 以下同じ）を明記するものとする
また、ハンドルネームを使用する際も、署名を併記するものとする
- 6、投稿はテキスト形式で送信し、HTML形式メールの投稿、及びファイルなどの添付は行わないものとする
- 7、ML以外のメーリングリストから、MLへの転送・転載及び、MLから、外部のメーリングリストに対する転送・転載、及びCCまたはBCCを使用して複数にわたるメールの送信はしないものとする

第12条 ML利用上の制約

ML投稿に際して次のような行為を行ってはならない。

- 1、SNF、及びMLの運営を妨げ、または信用を毀損する行為
- 2、犯罪行為に結びつく、或いは助長するような行為
- 3、他人を誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為
- 4、第三者に不利益を与え、または、与えるおそれのある行為
- 5、自己の利益、及び理事会で承認されたものを除く第三者の営利を目的とした行為、並びに個人的な売買・譲渡を持ちかける行為
- 6、第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害する行為
- 7、第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- 8、選挙の事前運動、選挙運動、または、これらに類似する行為、及び公選法に抵触する行為
- 9、特定の宗教や政治団体への勧誘や、宣伝、布教を行う行為
- 10、本MLの投稿以外の目的で、投稿メールからアドレスなどの個人情報を収集し、又は利用する行為

第13条 投稿内容の判断

投稿内容が、本規則第12条の制約における各項目の内容・程度・対象・抵触の有無などの判断は運営委員会が行うものとする。

但し、第6条第2項にもとづいて緊急措置を行う場合はこの限りではない。

第14条 MLからの登録抹消

- 1、運営委員会は会員が次の事項に該当すると判断したときは、該当者の登録を抹消し、または登録を拒否することができる
 - (1) 入会申し込み時に虚偽の申告があった場合
 - (2) 運営委員会において、登録抹消が適当であると決定した場合
 - (3) 運営委員会において、MLの参加者として不適当であると決定した場合
- 2、ML管理者は会員が次の項目に該当すると判断したときは、該当者の登録を抹消することができる
 - (1) 該当者がSNF会員ではなくなったとき
 - (2) 入会申し込み後、定められた期間内にSNF会員の登録ができなかった場合
 - (3) 会員への電子メール配信において、無届けによる配信エラーが連続して5日以上続いているとき

第15条 ML配信登録への復帰

- 1、会員の登録が取り消された者は、その理由などに付いて運営委員会への個人メールで質問を行うことができるものとする
- 2、前条、第1項で会員を取り消された者が、再びMLに参加するためには運営委員会に対して、本規則に従うことに同意し、「登録願（別紙）」を提出しなければならない
- 3、会員から「登録復帰願」が提出された場合、運営委員会は復帰の妥当性について審議しなければならない

第16条 免責事項

- 1、運営委員会、及びML管理者は会員が、ML上において、第三者との間で紛争を生じた場合、一切、責任を負わないものとし、当該会員は自己の費用、及び責任において当該紛争の解決を行うものとする
- 2、本MLで知り得た情報を利用することによって、会員に何らかの不利益が生じても、運営委員会、及びML管理者はその責めを負わないものとする

第17条 その他

本規則に定めのない事項については理事会及び運営委員会で対応する。

附則：この規則は平成21年2月1日から実施する。